

東京都母子保健運営協議会・母子保健事業評価部会の概要

<背景>

平成9年4月に母子保健法等が改正され、住民に身近で頻度の高い保健サービスは原則として市町村に委譲され、市町村において一元的かつきめ細やかな対応を図ることとされた。このため、国は「都道府県等及び市町村における母子保健事業指針」を定め、その中で都道府県に協議会を設置することとしている。

東京都母子保健運営協議会

「東京都母子保健運営協議会設置要綱」

東京都における母子保健施策を充実強化し、総合的かつ効果的に推進するために設置する。専門の事項を検討するために、必要に応じて運営協議会に部会を置くことができる。

- 【協議事項】 (1) 東京都における母子保健施策の在り方
(2) その他福祉保健局長が必要と認める事項

- 【委員構成】 局長が委嘱又は任命する委員（任期2年）
(1) 学識経験者 10名以内 (2) 関係団体の代表 5名以内
(3) 関係行政機関の職員等 10名以内

母子保健事業評価部会

「母子保健事業評価部会設置要綱」

東京都母子保健運営協議会に母子保健事業評価部会として設置する。部会長は、必要があると認めるときは、作業班を設置することができる。

- 【検討事項】 (1) 区市町村の母子保健事業実施状況に係る事項
(2) 母子保健情報の解析・評価及び提供に係る事項
(3) その他福祉保健局長が必要と認める事項

- 【委員構成】 局長が委嘱又は任命する委員（任期2年）
(1) 学識経験者及び関係団体の代表 3名以内
(2) 関係行政機関の職員等 12名以内

新生児聴覚検査連絡協議会

「新生児聴覚検査連絡協議会設置要領」

母子保健事業評価部会の作業班として、新生児聴覚検査連絡協議会を設置する。

- 【協議事項】 (1) 新生児聴覚検査の実施状況
(2) 各機関の連携体制及び課題
(3) その他連絡協議会が必要と定める事項

- 【委員構成】 局長が委嘱又は任命する委員（任期2年）
(1) 関係団体の代表 10名以内
(2) 関係行政機関の職員 10名以内